

緑地をお持ちの方へ

～補助金の交付や土地に係る税金の減免が受けられます！～

《さいたま市の緑地保全制度》



(写真は緑地のイメージ)

下表の緑地に指定されると、補助金の交付や土地に係る税金の減免が受けられます。

	指定に必要な面積	管理者	公開・非公開	指定されると
保存緑地	500㎡以上	土地所有者	非公開	保全・管理のための補助金を交付(※)
自然緑地	1,000㎡以上	さいたま市	市民の皆様へ公開	固定資産税・都市計画税が減免
環境緑地	5,000㎡以上	土地所有者	市民の皆様へ公開	保全・管理のための補助金を交付(※)

※補助金は、原則として課税対象となりますので、最寄りの税務署へお問い合わせください。

詳しくは、市のホームページで

<http://www.city.saitama.jp/001/010/019/003/p032109.html>

さいたま市 緑地保全制度

検索



《お問い合わせ》

さいたま市 都市局 都市計画部
 みどり推進課 緑地保全係
 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
 電話：048-829-1414
 FAX：048-829-1979
 E-mail：midori-suishin@city.saitama.lg

お気軽にお問い合わせください！

